

公益財団法人横浜市消費者協会事務分掌要綱

制 定 平成24年12月13日

改 正 平成28年3月16日

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜市消費者協会定款第45条第4項の規定に基づいて、事務局の組織及び事務分掌等を定めるものである。

(事務局組織)

第2条 事務局に次に掲げる課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 相談啓発第一課
- (3) 相談啓発第二課
- (4) 計量検査課

(課の事務分掌)

第3条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 理事会及び評議員会に関すること。
- (2) 人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (3) 予算、決算及び経理に関すること。
- (4) 施設・設備の管理に関すること。
- (5) 危機管理に関すること。
- (6) 個人情報保護の統括に関すること。
- (7) 消費生活に係る資料の展示等に関すること。
- (8) 消費者活動のための施設の提供に関すること。
- (9) 事務事業の連絡調整に関すること。
- (10) 他の課の主管に属しないこと。

相談啓発第一課

- (1) 消費生活相談の処理の統括に関すること。
- (2) 消費生活相談に係る諸機関との調整に関すること。
- (3) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること（相談事例等に係る情報の整理・発信の統括を含む。）。
- (4) 消費者教育・啓発に関すること。
- (5) 商品テスト等（苦情品テストを除く。）に関すること。
- (6) 各種講座の講師派遣に関すること。

相談啓発第二課

- (1) 消費生活相談の処理に関すること。
- (2) 相談事例等に係る情報の整理・発信に関すること。

- (3) 苦情品テストに関する事。
- (4) 各種講座の講師に関する事。

計量検査課

- (1) 計量器の定期検査に関する事。
- (2) 計量についての指導等に関する事。
- (3) 適正計量の普及啓発に関する事。

(職名)

第4条 課に課長を置く。

- 2 必要により、担当課長を置く。

(職務)

第5条 課長及び担当課長は、事務局長の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課員の事務分担は、事務局長の承認を経て、課長又は担当課長が定める。

(代理)

第6条 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、主管の課長又は担当課長がその事務を代理する。

- 2 課長又は担当課長に事故があるとき、又はそれらの者が欠けたときは、主管の上席者がその事務を代理する。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、専務理事が定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。